正誤

ページ	段行	誤	正
令和二年七月三十一日（号外第百五十九号）公布総務省令第七十二号（普通交付税に関する省令の一部を改正する省令）			
（原稿誤り）			
二三八	改正後欄一三	AC_n+AD_n	$AC_n\times AD_n$
〃	〃 〃	AE_n+AF_n	$AE_n\times AF_n$
令和三年八月三日（号外第百七十九号）公布総務省令第七十六号（普通交付税に関する省令の一部を改正する省令）			
（原稿誤り）			
二三七	一〇	AC_n+AD_n	$AC_n\times AD_n$
〃	〃	AE_n+AF_n	$AE_n\times AF_n$
令和四年七月二十六日（号外第百六十一号）公布総務省令第五十号（普通交付税に関する省令の一部を改正する省令）			
（原稿誤り）			
一一九	改正後欄 一	0.43	0.44
〃	〃 二	0.43	0.44
〃	改正前欄 〃	0.43	0.43
〃	〃 一七	0.056	0.052
一三八	改正後欄一九	四七	四七
〃	改正前欄〃	四九	四九
〃	改正後欄終りから	四 四八円	四八円
一三九	〃	四七	四七
〃	〃	二 四九	四九
〃	改正前欄 〃	四九	四九
一四〇	改正後欄一五	四八円	四八円
二三六	四	AC_n+AD_n	$AC_n\times AD_n$
〃	〃	AE_n+AF_n	$AE_n\times AF_n$
四〇七	改正後欄終りから八	0.03134	0.03141
四四三ページ改正後欄中終りから一〇行目は次のとおりの誤り。			
二 水産業者数 水産行政費 水産業者数		算式	{(B－A)／A}×0.4 B－Aが負数となるときは、0とする。
急減補正			
同ページ改正前欄中終りから一〇行目は次のとおりの誤り。			
二 水産業者数 水産行政費 水産業者数		算式	{(B－A)／A}×0.5 B－Aが負数となるときは、0とする。
急減補正			
四八五ページ改正後欄中終りから八行目の前に次を加える。			
（交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等）			

第十一条 交通安全対策特別交付金の基準額は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十八条の規定によつて当該地方団体に対して前年度の九月及び三月に交付された交通安全対策特別交付金の額の合算額（次条において「前年度交付額」という。）に一・〇四九を乗じて得た額とする。

［2 略］

同ページ改正前欄中終りから八行目の前に次を加える。

（交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等）

第十一条 交通安全対策特別交付金の基準額は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十八条の規定によつて当該地方団体に対して前年度の九月及び三月に交付された交通安全対策特別交付金の額の合算額（次条において「前年度交付額」という。）に〇・九八七を乗じて得た額とする。

［2 同上］

四八六ページ改正後欄中終りから二行目は次のとおりの誤り。

［略］

E′ 市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額に1.015を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

同ページ改正前欄中終りから二行目は次のとおりの誤り。

［同左］

E′ 市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額に0.958を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

五一〇	改正後欄終りから一六	当該数が	0.5×A＋0.5×Bが
五三五	〃 〃 三～二	、伊達郡川俣町	、伊達郡川俣町
五八二	〃 〃 一八	0.000440	0.000440
〃	改正前欄 〃	0.000450	0.000450

令和五年三月三十一日（号外第六十八号）公布総務省令第二十六号（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一二四		二四地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合	二四地方税の課税免除又は不均一課税に伴う地方公共団体

本紙：令和5年7月27日より引用しております。